

アルコトガ出來ナイ當工場ニハ解雇手當ノ規定ガアルガ該
規定ハ臨時職工ニ對シテ適用セナイ、

期

臨時職工ノ解僱契約ノ期間ハ三月デアツテ該契約ノ期間ガ
完了スレバ本職工ニセナイデ次ノ三月モ臨時職工トシテ使
用スルノデ臨時職工ハナカナカ本職工ニキル事ガ出來ナイ、
以上ノ事實ヲ見テモ臨時職工ノ不利ノ點ガ甚ダ多イノデ臨時
職工ハイツモ會社ノ制度會社ノ處置ニ對シテ不平ヲ洩シテヲ
ルソシテイツカ時期到來スレバ何カヤツテヤロウト待ツテヲ
ツタ、

一、當會社ノ職工全部ガ會社ニ對シテ怨聲ヲ發シテラル事實ヲ見
タ臨時職工齋藤重太郎外數名（大阪機械労働組合員）ハ時期
ガ到來シタト喜ビ職工諸君ニ對シテ盛ニ煽動シタ、齋藤等ノ
煽動ガ效ヲ奏シ二十五日職工一同ハ嘆願書ヲ會社ノ幹部ニ提
出スル様ニナツタソシテ職工全部ハ嘆願書ヲ提出スルト同時